

育成指導事業（廃棄物処理業育成支援制度）

1. 事業の概要

優良品業者の育成をより積極的に進めていくため、産業廃棄物処分業者（中間処理業者・最終処分業者）が行おうとする設備投資に助成することにより、経営の改善と安定化を支援する。

具体的には、産業廃棄物処分業者が、産業廃棄物の適正な処分を行う上で、必要な廃棄物搭載車両の計量設備又はこれに付属する電算処理システムを整備する場合において、設備投資に要する経費を助成し、優良な産業廃棄物処分業者の育成支援を図るものである。

2. 平成28年度実績

○補助対象

- ・ 廃棄物搭載車両計量設備の導入又は更新
- ・ 電算処理システムの導入又は更新

○補助率等

- ・ 補助率 1 / 2 以内
- ・ 補助限度額 1, 700 千円（計量設備の場合）
500 千円（電算処理システムの場合）

○補助件数

4 件

担当部署

環境文化部
循環型社会推進課
産業廃棄物班

